

無線局の免許状等のデジタル化について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

1. はじめに

令和7年10月1日、無線局の免許状等はすべてデジタル化します。

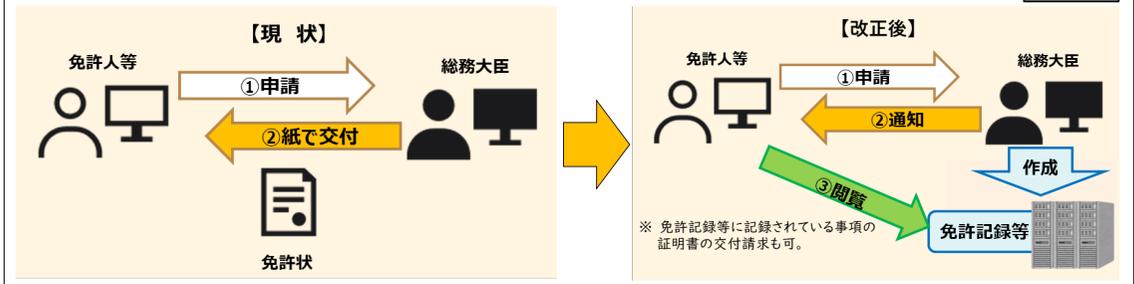
近年、政府全体として、個々の行政手続やこれに関する行政機関の事務が一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト原則」を推進しています。電波法に基づく行政手続についても、免許人等および行政機関の双方の業務の更なる迅速化や効率化、コスト削減に資するデジタル化を更に推し進める必要があります。

こうした背景の下、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和7年法律第27号)に基づき、無線局の「紙の免許状」等を廃止し、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みを導入しました。**〔資料1〕**

なお、無線局の免許状等のデジタル化にあたって、特段の手続は必要ありませんので、ご安心ください。

【無線局の免許状等のデジタル化のイメージ】

資料1



2. 無線局の免許状等のデジタル化の5つのポイント

① 紙の免許状の廃止

- 紙の免許状を廃止し、免許状は「免許記録」(電子免許状。免許の内容を記録した電子データ。)になります。
- 免許記録は「総務省電波利用電子申請」**〔資料2〕** (<https://www.denpa.soumu.go.jp/>) **〔※1〕** で免許人の閲覧に供します **〔※2〕**。



② 希望者への免許事項証明書の交付

- 希望者には、免許事項証明書(免許の内容を証明した紙) **〔※3〕** を交付します(総務省への請求および手数料が必要です。)

③ 免許記録(電子免許状)の備付け

- 無線局への免許記録の備付けは、次のいずれかの方

法でできます。**〔資料3〕****〔資料4〕**

- ▶ パソコン、スマートフォン等を備え付け、免許記録を必要に応じて直に表示する方法(ダウンロードした免許記録の写しを表示する方法も可) (資料3①②)
- ▶ 免許記録の写しを印刷したもまたは免許事項証明書を備え付ける方法 (資料3③④)

・免許記録の閲覧・表示やダウンロード・印刷は、「総務省電波利用電子申請」を使用します。

・個人が開設する移動するアマチュア局については、このうちいずれかを免許人が携帯することでも「備付け」となります。

④ 現行の免許状の扱い

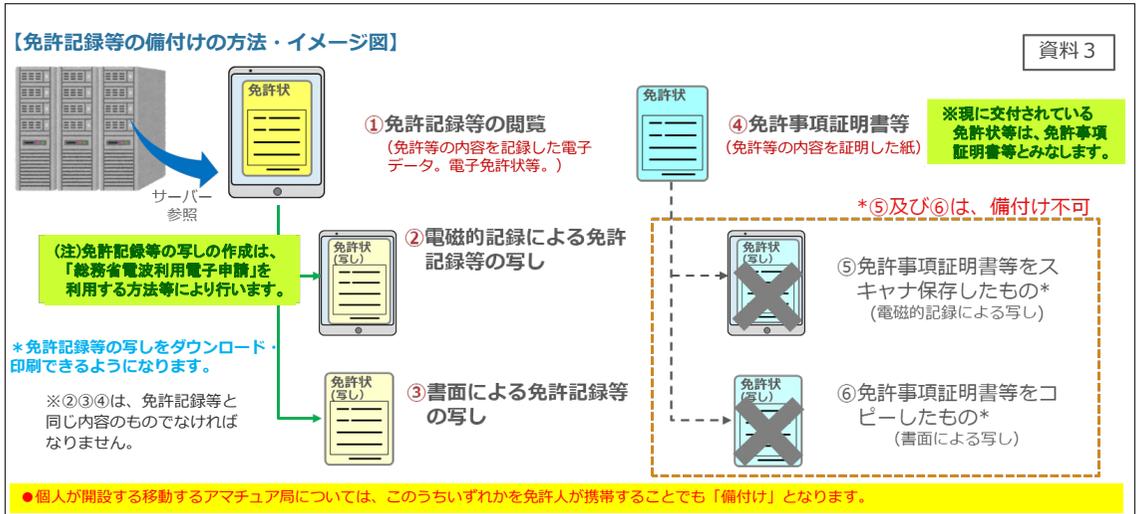
- ・令和7年10月1日時点でお手持ちの免許状 **〔※4〕** は、免許事項証明書(紙の証明書)とみなします。
- ・このため、特段の手続を行わなくても従前どおり無線局を運用できます **〔※5〕**。

⑤ 施行前に受け付けた申請等の扱い

- ・令和7年9月30日以前に受け付けた申請等は、特段の手続を行わなくても、免許事項証明書を交付します(免許事項証明書の交付請求や請求手数料は不要です。)

- ※1 「総務省電波利用電子申請」の利用は無料です。利用するための機器や通信料等は、利用者のご負担となります。
- ※2 電子申請を行い、令和7年10月1日以降に、免許や許可等を受けた場合は、特段の手続を行わなくても、免許記録が閲覧に供されます。令和7年9月30日以前に免許を受けている場合、または書面申請を行った場合であって免許記録を閲覧したいときは、電子申請により閲覧請求をする必要があります(手数料は無料です)。一度、電子申請により手続をすれば、以降は継続的に閲覧に供され

- ます。(4.【注意事項】②)にご留意ください)
- ※3 当面はこれまでの免許状と同様に公印を別に印刷した用紙で交付しますが、令和9年1月に公印も同時に印刷する改修を行う予定のため、それ以降は免許事項証明書等の公印は黒色となります。
- ※4 免許記録の閲覧請求をする場合、免許記録が閲覧に供される前にお手持ちの免許状を破棄してしまうと、免許記録の備付けができず、無線局の運用ができなくなるためご注意ください。
- ※5 お手持ちの免許状と免許記録の内容とに変更がない場合に限りです。



【免許記録等の「備付け」の条件】 資料4

① 免許記録等の閲覧

- 免許記録等を、映像面*に必要に応じて直ちに表示させなければなりません。*電子計算機その他の機器の映像面。以下同じ。
- 映像面は、免許記録等の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該免許記録等に係る免許事項証明書等の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものでなければなりません。

【表示に関する補足】

- 解像度、表や文字・数字を含む大きさ、形状等により、記載事項が容易に判読できないことなどが無いよう、見やすく表示してください。
- 免許記録等が、下の表「②免許記録等の全体の表示」の大きさとなるように映像面に表示してください(この大きさの免許記録等が、映像面からはみ出してはいけません。)
- また、下の表「④拡大表示」の大きさまで拡大表示できなければなりません(拡大の際は、映像面をはみ出して構いません。)

	②免許記録等の全体の表示	④拡大表示
アマチュア局以外	A6サイズ*以上	A4サイズ*
アマチュア局**	A7サイズ以上(カードサイズ***以上可)	A5サイズ*

*数%程度の拡大・縮小は問題ありません。
**人工衛星等のアマチュア局及び外国人等が開設するアマチュア局を除きます。
***無線従事者免許証、マイナンバーカード、キャッシュカード等の大きさです(ISO/IEC 7810 ID-1)。このサイズより小さいものは不可です。

(例)アマチュア局の場合

*カードサイズ以上可

電子免許状等を A7*サイズの大きさと全体表示できること

A5サイズの大きさと拡大表示できること

※免許記録等を表示した際、別紙等がある場合は、それぞれのページが一覧性を確保して表示できればよいものとします。

② 電磁的記録による免許記録等の写し

- ①と同じです。「総務省電波利用電子申請」からダウンロードしたものに限りです。

③ 書面(紙)による免許記録等の写し

- 見やすく印刷、表示するもの※1とし、A4サイズの紙にA4サイズ※2で印刷して、無線局に備え付けてください。アマチュア局はA5サイズ※2となります。「総務省電波利用電子申請」から印刷したものに限りです。

④ 免許事項証明書等

- そのまま無線局に備え付けてください。

※1 解像度、表や文字・数字を含む大きさ、形状等により、記載事項が容易に判読できないことなどが無いようにしてください。
※2 免許事項証明書等の様式と同等程度の大きさ。印刷の際、プリンターの設定等による数%程度の拡大縮小は問題ありません。

3. 完全デジタル化(電子申請・免許記録等のインターネット閲覧等)3つのメリット

①申請手数料が約40%お得!

書面申請・免許事項証明書の受取ありの場合に比べて約40%お得です。

②免許になったらすぐ運用!

いつでもどこでも処理状況を確認可能。免許や許可等後に、すぐに運用できます。返信用封筒の送付も不要です。

③備付けもスマートに!

免許記録(電子免許状)の備付けは、パソコン、スマートフォン等の閲覧・表示で簡単・便利にできます。*

*個人が開設する移動する局の場合は、常置場所や送信装置への備付けのほか、免許記録を閲覧・表示できるスマートフォン等を携帯することでもOKです。

4. 申請等から免許記録(電子免許状)の閲覧または免許事項証明書の取得までの流れ

免許記録(電子免許状)の閲覧や免許事項証明書の取得の方法は、元となる申請が電子申請か書面申請かで、手順が異なります。【資料5】

●**電子申請の場合**：免許や許可等を受けた場合、インターネットで免許記録(電子免許状)を閲覧できます。書面による免許記録の備付けは、免許記録の写しを印刷して対応することが基本となりますが、総務省の交付する免許事項証明書を取得したい場合は、個別に交付請求(手数料が必要)を行う必要があります。

●**書面申請の場合**：申請等と併せて免許事項証明書の交付請求を行います(総務省から免許事項証明書が交付されます)。インターネットで免許記録(電子免許状)を閲覧したい場合は、個別に電子申請により免許記録の閲覧請求(手数料は無料)を行う必要があります。

【注意事項】

①アマチュア局専用の簡易な手続き*をご利用の方へ

*リニューアル前の「電子申請届出システムLite」

・免許記録(電子免許状)の閲覧請求は、「申請種別選択」画面の「アマチュア局専用の簡易な手続き」にて「変更申請・届出」を選択し、①「変更申請(届

出)：申請書」画面の「2. 変更の対象となる無線局に関する事項」の「備考欄」項目に「閲覧請求」と記載、②「変更申請(届出)：無線局事項書及び工事設計書」画面の「変更する欄の番号」チェックボックスの「4住所/5氏名又は名称及び代表者氏名」を選択して、ご提出ください。

・免許事項証明書の交付請求は、「アマチュア局専用の簡易な手続き」ではできません。利用サービスに「申請・届出(代理申請含む)および照会」を追加した上で、「無線局に関する申請・届出等の様々な手続き」の「その他の手続き」による請求、または書面申請により請求をお願いします。

②免許記録(電子免許状)が閲覧に供されている方へ

・免許記録が閲覧に供された状態で、書面申請(免許記録の内容が変更されるもの)を行った場合、免許記録は閲覧に供されなくなります。継続的に電子申請での手続きをお願いします。

③免許記録(電子免許状)の閲覧請求をされる方へ

・従来の無線局免許状の記載内容が閲覧に供されるものですので、無線局事項書や工事設計書の閲覧をすることはできません。

【電子申請・書面申請から免許等までの流れ・イメージ】

資料5

【免許申請等のイメージ】

●電子申請・インターネット閲覧【完全デジタル化】

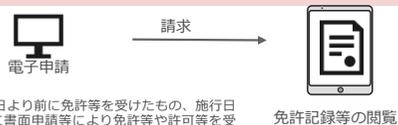


●書面申請



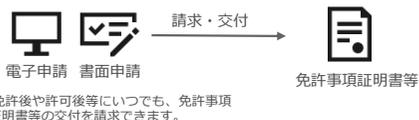
【請求手続のイメージ】

●免許記録等の閲覧請求



※施行日より前に免許等を受けたもの、施行日以後に書面申請等により免許等や許可等を受けたもの等は、閲覧請求(電子申請等のみ)をすることで、免許記録等が閲覧に供されます。
 ※電子申請を行い、施行日後に免許等や許可等を受けた場合は、免許記録等が閲覧に供されるため、閲覧請求の手続きは必要ありません。
 ※一部例外あり
 ※閲覧請求は、免許記録を閲覧する毎に行うものではなく、一度請求をして頂ければ、継続的に閲覧に供されます。
 ※無線局の事項書や工事設計書の閲覧はできません。

●免許事項証明書等の交付請求



※免許後や許可後等にいつでも、免許事項証明書等の交付を請求できます。

5. 申請手数料等の改正等について

令和7年10月1日から、無線局の免許状等のデジタル化に併せて申請手数料等を改正しますので、申請等の際はご注意ください。アマチュア局の新規免許および再免許等の手数料は下表のとおりです。なお、いったん納付された手数料は返還されません。

①新規申請・再免許申請

申請の区分	基本送信機の規模	書面申請※1	電子申請※2
新規免許の申請	50ワット以下のもの	4,530円	2,750円
	50ワットを超えるもの	8,480円	5,400円
再免許の申請	-	3,330円	1,700円

※1 書面申請の金額には、免許事項証明書の交付請求手数料(1枚分480円)を含んでいます。

※2 電子申請の金額には、免許事項証明書の交付請求手数料を含みません。免許事項証明書が必要な場合、免許や許可等後に、別途、交付請求手数料(1枚分、電子申請440円、書面申請480円)が必要となります。

②免許記録の閲覧請求・免許事項証明書の交付請求

請求の種別	書面申請	電子申請
免許記録の閲覧請求※3	-	無料
免許事項証明書の交付請求※4,5	480円	440円

※3 閲覧請求は、令和7年9月30日以前に免許を受けた無線局、または書面申請を行った無線局の免許記録を閲覧したいときに限られます。令和7年10月1日以降の電子申請により免許や許可等を受けた場合は、免許記録が閲覧に供されますので、請求を行う必要はありません。

※4 新規免許・再免許以外の手続をする場合でも、書面申請の場合や免許事項証明書の交付を希望するときは、交付請求手数料が必要となります。申請の取り下げ等があった場合でも、いったん納付された手数料は、申請手数料、交付請求手数料ともに返還されません。

※5 免許事項証明書の交付請求の際、返信用封筒(送付宛先を明記し、送料分の切手を貼付)の送付または総合通信局等での受取りが必要となります。

6. さいごに

電子申請は、24時間365日※申請・届出が可能、マイページで総務省での処理の進捗状況がわかるなど、機能も充実しています。また、マイナポータルとの連携でもっと便利に活用できます。今回、免許状等のデジタル化により、さらに簡単・便利に、無線局の免許記録(電子免許状)の備付けが可能になりました。

※保守等によりシステムを停止する場合があります。

デジタル化と聞くと、敬遠してしまう方もいらっしゃるかと思いますが、是非この機会に、ますます簡単・便利になる「総務省電波利用電子申請」をご活用ください。

●さらに詳しい情報は！

総務省電波利用ポータル「無線局の免許状等のデジタル化」ページ、または総務省電波利用電子申請をご確認ください。(参考)用語集【資料6】

●新たに購入した適合表示無線設備の追加について！

総務省電波利用電子申請では、申請届出状況の状態欄が「到達」になれば、総合通信局等に届出が到達しています。法令に定められた形式上の要件に適合している「届出」である限りにおいて、届出が「到達」すれば、当該適合表示無線設備を使用することができます。

●マイナンバーカードで簡単にアカウントを作成・ログイン！

総務省電波利用電子申請では、マイナンバーカードとPC、スマートフォン等を利用したマイナポータル連携機能で、いつでもインターネット経由で簡単にアカウントを作成、ログインできます。この機会に、簡単・便利なマイナンバーカードを使ったアカウントの作成・ログインをご利用ください。簡易無線などアマチュア無線以外の無線もご利用の方は、この方法が便利です。

【無線局の免許状等のデジタル化の用語集】

資料6

免許記録(電子免許状)	免許に係る事項を記録した電磁的記録です。(デジタル化した免許状です。)総務省電波利用電子申請において「無線局免許状」と表示されています。
免許事項証明書	免許記録(電子免許状)に記録されている事項を証明した書面(紙)です。これまでの免許状と同じ様式です(「無線局免許状」と記載されています。)。※令和9年1月(予定)以降は公印は黒色となります。
電子処分通知等	処分の通知その他の法令の規定に基づき総務省が行う通知を記録した電磁的記録です。無線局予備免許通知書、無線局変更許可通知書、無線局検査結果通知書等をいいます。電子処分通知等は、「処分書」「○○通知書」等のように、総務省電波利用電子申請において表示されています。
免許記録の閲覧請求	令和7年9月30日以前に免許を受けたもの、書面申請により免許等や許可等を受けたもの等について、免許記録が閲覧に供されるために必要となる手続です。(既に交付されている免許状による対応は「免許事項証明書の交付請求」をご覧ください。)(閲覧請求は、免許記録を閲覧する毎に行うものではなく、一度請求をして頂ければ、継続的に閲覧に供されます。)(電子申請等を行い、令和7年10月1日以降に免許等や許可等を受けた場合は、免許記録が閲覧に供されるため、閲覧請求の手続は必要ありません。)(従来の無線局免許状の記載内容が閲覧に供されるものですので、無線局事項書や工事設計書の閲覧をすることはできません。)
免許事項証明書の交付請求	免許事項証明書を請求する手続です。書面申請でも電子申請でも行えます。(既に交付されている免許状は、令和7年10月1日以後、免許事項証明書とみなされますので、手続(閲覧請求・交付請求)を行わなくても従前どおり無線局を運用できます(免許記録との変更がない場合。))